

該当箇所	意見
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案	<p>2019年8月に総務省より公表された「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」において、「過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について2年を目途に根絶することとし、通信市場・端末市場の双方における競争がより働くよう、通信役務の利用者に対して端末を販売する際の端末代金の値引き等について、一定の厳しい上限を定める」との考えから、端末代金の割引上限額については、現行の2万円が設定されたものと認識しております。</p> <p>また、本年9月に公表された「競争ルールの検証に関する報告書2023」において「通信料金と端末代金の完全分離については、特にMNO3社及びその販売代理店は、未だに過度の端末値引き等による誘引に頼った競争慣行から脱却できていないという状況にある」と示されたことに加え、2019年の改正電気通信事業法の施行以降も規律違反が散見されてきた状況を鑑みると、現在においても過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況と考えることから、割引上限額を現行の2万円以上の金額に見直す合理的な理由はないと考えます。</p> <p>なお、本省令案では割引上限規制の見直しとして割引上限額を原則4万円とすることが示されたところ、MVNOはMNOに比べてARPUが低くかつ原価の大宗を接続料が占める等、MNOとは事業構造が異なりMNOと同水準の割引を行うことが困難であることからMNOとMVNO間の競争力の差がさらに拡大するおそれがあると考えます。</p> <p>この点、モバイル市場の公正な競争環境の維持や利用者間の公平性の確保等への影響が懸念されることから、仮にそのような状況となった場合は、速やかに議論や検証等を実施した上で規律の見直し等をご検討いただくようお願い申し上げます。</p>

以上